

## 石油コンビナート等における自衛防災組織の 技能コンテスト実施要綱

### 1 目的

石油コンビナート等において、自衛防災組織及び共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の技能コンテストを実施することにより、その技能及び士気の向上をもって石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

### 2 応募資格

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。以下同じ。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。以下同じ。）を保有する自衛防災組織等とし、管轄消防本部が推薦するものとする。

なお、防災要員並びに使用する車両及び機械器具は当該組織に所属するものとする。

### 3 実施時期

11月5日の「津波防災の日」を中心とした約1ヶ月間程度の時期に実施するものとする。

### 4 実施場所

当該コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所において実施する。

### 5 コンテストの種目

(1) 大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車及び化学消防車を使用した競技とする。

(2) 別に定める競技要領に基づき実施する。

### 6 コンテストの審査

別に定める審査要領に基づき、消防庁特殊災害室の職員が審査するものとする。

### 7 予選選抜の実施

管轄消防本部が推薦する自衛防災組織等が25を超えた場合に、別に定める要領に基づき予選選抜を実施するものとする。

### 8 審査・表彰

(1) 第6項に定める審査を踏まえ、審査・表彰委員会において技能が優秀であると認められる自衛防災組織等を決定し、上位5位までを表彰するものとする。なお、

表彰の内容は、賞状及びたての授与とする。

(2) 上位 5 位に次いで、積極的に防災業務の技能の向上に努めた自衛防災組織等に対して奨励賞を授与するものとする。

(3) 本選において、「特に顕著な創意工夫」や「模範となる活動」等が見られると審査委員会が認めた組織又は隊員に対して特別賞を授与するものとする。

## 9 災害補償

当該コンテストは、特定事業所が石油コンビナート等災害防止法第 3 条に規定する特定事業者の責務である業務上の訓練の一環として参加するものとし、防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

## 10 競技の延期

雨天の場合又は競技が安全に実施できないと判断される場合において、競技を予備日に延期できるものとする。

なお、予備日に実施できない場合においては、当該競技を中止とする。

## 11 審査評価資料

審査者は審査評価資料として、現地審査時の競技内容をビデオで撮影する。

また、推薦消防本部においても、本選の競技内容を「「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について」（平成 28 年 6 月 7 日付消防特第 105 号特殊災害室長通知）の別添 4 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト予選選抜実施要領」の「2 実施要領（3）審査評価資料」と同様に撮影し、提出するものとする。

## 12 庶務

この要綱に関する事務は、消防庁特殊災害室において処理するものとする。

## 13 その他

この要綱に定めるものの他、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

## 14 この要綱は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。